

# 災害対策特別委員会

## 委員一覧 (20名)

|     |             |             |                |
|-----|-------------|-------------|----------------|
| 委員長 | 一川 保夫 (民主)  | 梅村 聡 (民主)   | 末松 信介 (自民)     |
| 理事  | 羽田 雄一郎 (民主) | 郡司 彰 (民主)   | 塚田 一郎 (自民)     |
| 理事  | 水岡 俊一 (民主)  | 榛葉 賀津也 (民主) | 山田 俊男 (自民)     |
| 理事  | 加治屋 義人 (自民) | 那谷屋 正義 (民主) | 西田 実仁 (公明)     |
| 理事  | 神取 忍 (自民)   | 広田 一 (民主)   | 山口 那津男 (公明)    |
|     | 相原 久美子 (民主) | 佐藤 信秋 (自民)  | 仁比 聡平 (共産)     |
|     | 植松 恵美子 (民主) | 佐藤 正久 (自民)  | (19. 9. 10 現在) |

### (1) 審議概観

第168回国会において本特別委員会に付託された法律案は本院議員提出2件（うち1件は撤回）であり、1件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願はなかった。

#### 〔法律案の審査〕

被災者生活再建支援法は平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として平成10年に議員立法により制定された。その後、平成16年には、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始を支援するための居住関係経費の支給等の措置を講ずる改正が行われた。その際、衆参の災害対策特別委員会における附帯決議において、「本法の施行後4年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。」とされていた。

これを踏まえ、政府においても、被災者生活再建支援制度に関する検討会を設置し、検討が進められてきたが、本制度の使い勝手の悪さ・支給要件の複雑さ等から、被災住宅の再建を始めとする被災地の速やかな復興が必ずしも十分になされているとはいえない状況にあるとの認識が高まった。

このような状況を背景に、第168回国会においては、本院には民主党議員の提案に係る「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」（参第2号）が発議され、また、衆議院には、自民・公明両党議員の共同提案に係る「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」（衆第2号）が発議され、各案については参衆の災害対策特別委員会でそれぞれ趣旨説明聴取・質疑が行われた。その後、関係会派間の協議の結果、両案はいずれも撤回するとともに、改めて協議の結果を踏まえた「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」を参議院から提案することで合意がなされた。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第9号）は、この合意を受けて提出されたものであり、討論の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

## 〔国政調査等〕

10月31日、質疑を行い、秋田県における台風・大雨被害対策、被災者生活再建支援制度の現状と課題、豪雪・過疎地域における雪害対策の在り方、新潟県中越沖地震被害に対する復旧・復興支援策、人為的要因による地震誘発問題、被災者の自立再建に向けた支援の在り方、災害時の避難・救援活動に資する社会資本整備の在り方、災害時におけるヘリコプター等の航行安全確保策、利根川流域における堤防強化策、水防団制度の維持・活用策、被災者生活再建支援制度の充実・強化などの諸問題が取り上げられた。

12月12日、気象庁及び神田川・環状七号線地下調節池の実情調査のため、視察を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成19年9月10日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成19年10月26日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

### ○平成19年10月31日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成19年台風第11号等の復旧・復興対策に関する件、被災者生活再建支援制度の見直しに関する件、新潟県中越地震及び中越沖地震に関する件、被災者の自立再建に向けた支援の在り方に関する件、災害時の避難・救援体制の整備に関する件、利根川流域における堤防強化策に関する件等について泉内閣府特命担当大臣、山本経済産業大臣政務官、金子国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 鈴木陽悦君（民主）、風間直樹君（民主）、佐藤信秋君（自民）、佐藤正久君（自民）、西田実仁君（公明）、仁比聡平君（共産）

- 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第2号）について発議者参議院議員森ゆうこ君から趣旨説明を聴いた。

### ○平成19年11月2日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第2号）について発議者参議院議員藤本祐司君、同森ゆうこ君、同水岡俊一君、同富岡由紀夫君、木村内閣府副大臣、加藤内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 広田一君（民主）、塚田一郎君（自民）、末松信介君（自民）、西田実仁君（公明）、仁比聡平君（共産）

### ○平成19年11月8日（木）（第5回）

- 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第2号）の撤回を許可した。

- 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第9号）について発議者参議院議員高橋千秋君から趣旨説明を聴き、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

（参第9号）賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

### （3）議案の要旨・附帯決議

#### ①成立した議案

##### 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第9号）

##### 【要旨】

本法律案は、被災者の居住の安定の確保による生活の再建の支援等の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の目的を、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」に改める。
- 二、被災世帯とは、政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
  - 1 その居住する住宅が全壊した世帯
  - 2 その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること等のやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
  - 3 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること等の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
  - 4 その居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（2及び3に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- 三、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給要件及び支給内容を次のとおり見直す。
  - 1 支援金の支給について被災世帯の世帯主の年齢及び収入に係る要件を廃止する。
  - 2 支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に、それぞれ、次の①から③までに定める額を加えた額とする。
    - ① その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
    - ② その居住する住宅を補修する世帯 100万円

③ その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円

3 被災世帯が、同一の自然災害により2の①から③までのうち2以上に該当するときの支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に2の①から③までに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 2及び3にかかわらず、二の3に該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

5 単身世帯の世帯主に対する支援金の額については、2から4までによる額の4分の3とする。

四、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の支援金の支給制度は、この法律の公布の日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

なお、平成19年能登半島地震による自然災害、平成19年新潟県中越沖地震による自然災害、平成19年台風第11号及び前線による自然災害又は平成19年台風第12号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、改正後の支援金の支給制度による。

#### 【 附帯決議 】

自然災害による被災者がその被害から回復するためには、日常生活の再建とともに、その生活の基盤たる「住まい」の再建を欠かすことはできない。また被災地における住宅再建は、単に個人レベルにおける再建だけではなく、地域社会の迅速な復興のためにも極めて重要である。かかる見地から、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、支援金の支給限度額については、被災者の住宅再建に対する意欲に十分応え得るよう、今後の実績等を踏まえ、引き続き検討すること。

二、本法施行後4年を目途として、支援金の支給限度額、国の補助割合を含め、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

右決議する。

#### ②撤回された議案

##### 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第2号）

#### 【 要 旨 】

本法律案は、支給対象世帯をその居住する住宅が全半壊した世帯とするとともに、年齢要件の廃止及び収入要件の緩和を行い、支給限度額の区分を被害程度に応じたものとした上でその額を引き上げ、支給対象経費として住宅の建築費、購入費又は補修費を法定し、あわせて被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げようとするものである。